

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号。以下「石綿救済法」という。）による特別遺族年金を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、昭和〇年から昭和〇年までA県B市所在のC会社（以下「会社」という。）において、造船所の現場作業に従事していた。

被災者は、昭和〇年〇月〇日に死亡した。死亡診断書によれば、直接死因は「心衰弱」、その原因は「肺転移性癌」であった。

請求人は、被災者が死亡したのは、造船所の作業における石綿ばく露によるものであるとして、監督署長に石綿救済法による特別遺族年金の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は石綿ばく露によるものではなく、業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、被災者の死亡原因となった肺転移性がんが業務に起因した疾病と認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 石綿救済法に基づく特別遺族年金は、決定書別紙に記載のとおり、死亡労働者等の遺族であって、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付を受ける権利が時効により消滅したものを支給の対象者とし、石綿にさらされる業務に従事することにより対象疾病にかかり、これにより死亡したものをいうと規定されている（石綿救済法第2条第2項及び第59条第1項）。そして対象疾病として中皮腫、気管支又は肺の悪性新生物（以下「肺がん」という。）、石綿によるじん肺症等（以下「石綿肺」という。）、良性石綿胸水及びびまん性胸膜肥厚が規定されている（石綿救済法第2条第1項及び第2項、石綿による健康被害の救済に関する法律施行令第1条並びに石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則第2条）。
- (2) 石綿による疾病の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「石綿による疾病の認定基準について」（平成24年3月29日付け基発0329第2号。以下「認定基準」という。）を策定し、石綿との関連が明らかな疾病として、上記と同様、石綿肺、肺がん、中皮腫、良性石綿胸水及びびまん性胸膜肥厚を規定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えるところから、以下、認定基準に沿って検討する。
- (3) 被災者は、死亡診断書によると、転移性肺がんを原因とする心衰弱により死亡したものと認められるが、認定基準において石綿との関連が明らかな疾病として挙げられている肺がんは、原発性肺がんに限られており、被災者に発病した転移性肺がんについては石綿による疾病とは認められない。
- (4) 請求人は、勉強会資料を提出し、当該資料に「アスベストによる疾患」の文字と「直腸癌」の文字があることをもって、直腸がんが石綿による疾病であり、

被災者は石綿による疾病により死亡したものであると主張しているが、勉強会資料には単語の記載があるのみで、これをもって直腸がんがアスベストによる疾患であることを証明する医学的な証拠であるとは認められず、請求人の主張は採用できない。

- 3 以上のおりであるので、被災者には石綿関連疾患が認められず、死亡原因である肺転移性がんは業務上の事由によるものとは認められない。したがって、監督署長が請求人に対してした特別遺族年金を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。